

令和2年（フ）第1987号

破産者 北日本物産株式会社

令和2年5月29日

債権者 各位

破産管財人 小 畑 英 一

破産債権の届出について

本件破産手続における破産債権の届出期限は、破産手続開始決定によって令和2年5月8日と定められています。

破産債権の届出期限は経過しておりますが、カタログギフト申込者からの問合せが続いている状況に鑑み、現在も破産債権の届出を受け付けております。

破産債権の届出を希望される皆様は、速やかに届出をお願いいたします。

第1回債権者集会は、令和2年7月27日（月）15時に予定されております。

よろしくお願い申し上げます。

〔問合せ先〕

TF法律事務所

電話 03-6206-1348

FAX 03-6206-1309